

松井 隆幸 佐藤 淑子 玉井 裕子  
徳賀 芳弘 水口 啓子 皆川 邦仁  
山田 匠己 吉田 慶太  
公認会計士・監査審査委員に任命する(各通)  
小泉 博嗣 白井 玲子 高野 修一  
秋定 裕子 池田 陽子 木村 琢隆  
佐藤 郁美 中川 丈久 久末 弥生  
情報公開・個人情報保護審査会委員に任命する(各通)

預金保険機構監事に任命する 坂本 裕子  
金融機関間資金公庫監事に任命する(以上四月一日)

財務省

(会計センター次長) 財務事務官

兼ねて会計センター管理運用部長を命ずる(財務総合政策研究所研修部長)  
同 高嶋 直人  
人事院事務総局に出向させる(会計センター管理運用部長)  
同 多田 輝  
願により本官を免ずる(以上三月三十一日)

独立行政法人造幣局理事長に任命する 松村 武人  
独立行政法人国立印刷局理事長に任命する 高島 誠  
日本銀行参事に任命する 藤原 弘治

願に依り日本銀行参事を免ずる(大臣官房参事官兼大臣官房審議官兼財務総合政策研究所副所長) 財務事務官 上羅 表

大臣官房公文書監理官を命ずる 大臣官房審議官兼務を免ずる(大臣官房政策立案総括審議官) 岡本 直之

兼ねて大臣官房審議官を命ずる(大臣官房文書課課長補佐兼大臣官房文書課情報公開・個人情報保護課室長) 同 久米 真司  
兼ねて大臣官房文書課公文書監理室長を命ずる

(主計局総務課主計企画官兼主計局可計課予算執行企画室長) 同 大久保 誠  
兼ねて主計局総務課主計事務管理室長を命ずる(人事院事務総局公平審査局首席審理官) 人事院事務官 二井 矢洋一  
財務事務官に任命する  
財務総合政策研究所研修部長を命ずる(主計局総務課主計事務管理室長) 財務事務官 今井 一郎  
内閣府に出向させる(大臣官房秘書課課長補佐) 同 高橋 洋明  
大臣官房企画官を命ずる  
出入国在留管理庁に出向させる(以上四月一日)

皇室事項

御祝電  
天皇陛下は、セネガル国の独立記念日につき、四月三日同国王大統領陛下へ御祝電を發せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。  
平成31年4月5日  
関東地方整備局長 石原 康弘

道路の種類 路線名 区 間  
一般国道 1号 神奈川県中部大磯町東小磯字海辺287番1から同町西小磯字稲荷松58番までの上下線  
一般国道 1号 神奈川県中部大磯町国府本郷字切通514番1から同町国府本郷字川下476番1までの下り線  
一般国道 1号 神奈川県中部二宮町二宮字下浜端380番4から同町二宮字西浜端106番2までの上下線  
一般国道 357号 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番20から同市金沢区幸浦二丁目1番4までの下り線

一般国道 357号 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番4から同市金沢区幸浦二丁目17番3までの上下線  
一般国道 357号 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目17番3から同市金沢区福浦二丁目1番35までの下り線

九州地方整備局公示  
河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。  
その関係図面は、九州地方整備局及び同局武雄河川事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成31年4月5日  
九州地方整備局長 伊勢田 敏

- 1 河川の名 松浦川水系蔵木川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成31年4月5日
- 3 廃川敷地等の位置 佐賀県唐津市和多田本村3907番1
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地756.30平方メートル

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。  
その関係図書は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成31年4月5日  
九州地方整備局長 伊勢田 敏

- 1 河川の名 筑後川水系花月川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 花月川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置 大分県日田市大字三和字住吉720番1地先から大分県日田市大字三和字太木2568番4地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 日田市長 原田 啓介 住所 大分県日田市島田2丁目6番1号
- 5 管理の内容 (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧管理の期間 平成31年3月14日から道路の存続する日まで

北海道開発局公示  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。  
平成31年4月5日  
北海道開発局長 水島 徹治

道路の種類 路線名 区 間  
一般国道 44号 釧路市栄町6丁目9番1から同市川上町6丁目7番までの上り線  
一般国道 44号 釧路市栄町6丁目9番1から同市川上町6丁目9番までの下り線

植物防疫法施行規則の一部改正に関する公聴会の開催に関する公示  
植物防疫法(昭和25年法律第151号)第5条の2第2項(同法第6条第6項、第7条第4項及び第16条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第1条第1項の規定に基づき、公示する。  
平成31年4月5日  
農林水産大臣 吉川 貴盛 記

- 1 日時 平成31年4月16日午後2時から
- 2 場所 東京都千代田区九段南2丁目1番5号 農林水産省三番町共用会議所
- 3 意見を聴こうとする事項 (1) 検疫有害動植物について、15種を新規に追加し、分類の変更により6種を8種に変更し、8種の学名を変更し、1種の和名を追加することについて(規則別表1関係) (2) 輸出国における栽培地検査の理由となる検疫有害動植物のうち、8種の発生地域及び4種の寄主植物を見直し、1種の学名を変更することについて(規則別表1の2関係)

- (3) 輸入禁止の理由となる検疫有害動植物のうち、5種の発生地域及び4種の寄主植物を見直すことについて（規則別表2関係）
- (4) 輸入禁止の対象から除外する基準（以下「除外基準」という。）の下での輸入の理由となる検疫有害動植物について、1種を新規に追加し、分類の変更により1種を削除し、11種の発生地域及び9種の寄主植物を見直すことについて（規則別表2の2関係）
- (5) 移動禁止の理由となる検疫有害動植物について、1種の寄主植物を見直すことについて（規則別表6関係）
- 4 議長 農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課防疫対策室長）
- 5 意見公述の手續 意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成31年4月12日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100-8950東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）へ提出すること。
- (1) 氏名及び住所
- (2) 議題に対する意見の概要（意見及びその理由）
- 6 留意事項
- (1) 議長は、5の意見公述の手續を執った者（以下「公述申込者」という。）が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することができる。
- (2) 議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することができる。
- (3) 議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。
- イ 公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合
- ロ 公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合
- ハ 公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合
- (4) 傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

- (5) 議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。
- (6) 議長は、(1)から(5)までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を採ることがある。
- 7 意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所
- 農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）
- 横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎内）
- 名古屋植物防疫所（愛知県名古屋港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎内）
- 神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎内）
- 門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎内）
- 那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町2丁目11番1号 那覇港湾合同庁舎内）
- 北海道農政事務所消費・安全部安全管理課（北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ22条ビル内）
- 東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内）
- 関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心2番地の1 さいたま新都心合同庁舎2号館内）
- 北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎内）
- 東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号）
- 近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町京都農林水産総合庁舎内）
- 中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎内）
- 九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内）
- 内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館内）



通 告

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

東北地方整備局長 高田 昌行

- 1 処分をした年月日 平成31年3月13日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社ニノテック 樽川 啓 福島県郡山市島2-44-2 国土交通大臣許可（般・特-27）第4299号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 平成31年2月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

中部地方整備局長 勢田 昌功

- 1 処分をした年月日 平成31年3月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 ヒルカワ金属株式会社 蛭川 正文 三重県桑名市湯だまりの丘6丁目801番地 国土交通大臣許可（般-28）第19128号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 平成31年2月26日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

中部地方整備局長 勢田 昌功

- 1 処分をした年月日 平成31年3月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 サンエイ工業株式会社 高木 克己 愛知県名古屋瑞穂区浮島町10番15号 国土交通大臣許可（般-28）第19131号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 平成31年2月25日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

中部地方整備局長 勢田 昌功

- 1 処分をした年月日 平成31年3月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 山平建設株式会社 山下 健介 静岡県浜松市中区中央二丁目8番16号 国土交通大臣許可（特-29）第2641号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 平成31年2月20日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。